

会 長 談 話

昨日、当会会員が、業務上横領容疑で逮捕されたとの情報に接しました。

被疑事実の真偽については、今後の捜査及び裁判の進捗を待つことになりませんが、いうまでもなく依頼者からの預り金を着服するという行為は、到底許されるものではありません。当会は、これまでも、弁護士、弁護士会が市民から信頼される存在でありたいと、不祥事の防止に向けて様々な努力を重ねてきたところであり、このような事態は、まことに残念というほかありません。

当会は、会員の弁護士としての責任感と倫理意識を一層高めるための更なる努力を重ねるとともに、綱紀を保持し、弁護士の社会的信用を損なうことのないよう努めてまいります。

2018年(平成30年)11月2日

大阪弁護士会

会長 竹 岡 富 美 男